

マイナンバー制度に関するお知らせ

平成28年1月から、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始されます。

平成27年10月から、法人のお客さまには1法人1つの法人番号（13桁）が指定され登記上の所在地へ、個人のお客さまには住民票へご登録の市区町村から個人番号（12桁）が「通知カード」で、それぞれ送付されております。

当金庫では税分野での行政手続き（法定調書や非課税貯蓄申告書などへの記載等）に必要となることから、一部のお客さまには個人番号や法人番号等（マイナンバー）の提供をして頂くため、「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」の提示と、所定の書類の提出をお願いいたします。



《お客さまに個人番号・法人番号の提示をお願いする主な取引》

個人のお客さま

公共債など証券取引全般

マル優、マル特

財形貯蓄

出資

外国送金（支払い・受け取り）

など

法人のお客さま

通知預金、定期預金、定期積金

出資

外国送金（支払い・受け取り）

など



世田谷信用金庫